

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法第43条の3の24）に基づく手続きで、運転管理（手順、体制等）等、原子炉施設の運用に関する事項を規定した保安規定について、原子炉等による災害の防止上十分であることを原子力規制委員会に審査していただくために、2020年4月17日に申請したものである。

【保安規定の変更内容について】

・高浜発電所3、4号機の原子炉設置変更許可[特定重大事故等対処施設設置に係る申請] (2016.9.21許可)の内容を反映。主な変更内容は下表のとおり。

保安規定の構成	主な変更内容
総則	—
品質保証	—
保安管理体制	—
運転管理	○特定重大事故等対処施設（以下、「特重施設」という。）を用いた原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下、「A P C等」という。）による大規模な損壊に対応するための体制、手順書の整備等に係る記載の追記。 ○特重施設の運転上の制限の追記。 ○重大事故等への対応における特重施設活用の追記。 ○A P C等発生時の対応操作等の訓練実施項目の追記。
燃料管理	—
放射性廃棄物管理	—
放射線管理	—
施設管理	—
非常時の措置	—
保安教育	○A P C等発生時の必要な措置に関する教育実施項目の追記。
記録および報告	—
附則・添付	○特重施設を用いたA P C等による大規模な損壊に対応するための体制、手順書の整備等に係る記載の追記。 ○重大事故等への対応における特重施設活用の追記。 ○A P C等発生時の対応操作等の訓練実施項目の追記。